

農林水産関係設計材料単価決定要領の運用 新旧対照表

改定後	改定前																																																
<p style="color: red;">農林水産</p> <p>農林水産関係設計材料単価決定要領の運用</p>	<p>農林水産部（農地林務関係）設計材料単価決定要領の運用</p>																																																
<p>(総則)</p> <p>第1条 本運用は、<b>農林水産</b>関係設計材料単価決定要領（以下、「要領」という。）に基づき、必要な細目について定めるものである。</p> <p>(特別調査単価の調査方法及び調査時期)</p> <p>第2条 要領第7条にいう特別調査単価の調査方法及び調査時期は下記による。</p> <p style="padding-left: 20px;">二 調査時期（予定）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>依頼時期</th> <th>調査時期</th> <th>結果通知</th> <th>適 用 日</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>2月末日</td> <td>6月初旬</td> <td>6月下旬</td> <td>結果通知日以降</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>6月末日</td> <td>9月初旬</td> <td>9月下旬</td> <td>結果通知日以降</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3回</td> <td>11月末日</td> <td>3月初旬</td> <td>4月上旬</td> <td>結果通知日以降</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>大型補正予算に係る工事発注等で臨時に特別調査が必要となった場合は、上表とは別に物価調査機関に委託できるものとする。この場合、<b>農林基盤局長</b>は、依頼時期等を定め、農林水産事務所長（本庁にあっては事業担当課長）に調査の実施を通知する。</p> <p>(設計単価の区分)</p> <p>第3条 設計単価のうち、地域ごとに定める単価（以下、「地区資材単価」という。）は、原則として施工箇所が属する市町村の地区資材単価を適用する。ただし、地区資材単価をそのまま適用することが著しく適正を欠く恐れのある場合は、充分検討の上、隣接地域の設計単価を適用することができるものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、その場合は事前に本庁担当課と協議しなければならない。</p> <p>(決裁)</p> <p>第6条 要領第8条により個別見積単価を決定する場合、見積徴収課内決裁により見積り依頼先及び単価の決定を行うものとする。</p> <p>(附則)</p> <p style="padding-left: 20px;">この運用は、平成31年 4月 1日から実施する。</p> <p style="color: red;">(附則)</p> <p style="color: red; padding-left: 20px;">この運用は、令和5年 7月 1日から実施する。</p>	区 分	依頼時期	調査時期	結果通知	適 用 日	備 考	第1回	2月末日	6月初旬	6月下旬	結果通知日以降		第2回	6月末日	9月初旬	9月下旬	結果通知日以降		第3回	11月末日	3月初旬	4月上旬	結果通知日以降		<p>(総則)</p> <p>第1条 本運用は、農地林務水産関係設計材料単価決定要領（以下、「要領」という。）に基づき、必要な細目について定めるものである。</p> <p>(特別調査単価の調査方法及び調査時期)</p> <p>第2条 要領第7条にいう特別調査単価の調査方法及び調査時期は下記による。</p> <p style="padding-left: 20px;">二 調査時期（予定）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>依頼時期</th> <th>調査時期</th> <th>結果通知</th> <th>適 用 日</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>2月末日</td> <td>6月初旬</td> <td>6月下旬</td> <td>結果通知日以降</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>6月末日</td> <td>9月初旬</td> <td>9月下旬</td> <td>結果通知日以降</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3回</td> <td>11月末日</td> <td>3月初旬</td> <td>4月下旬</td> <td>結果通知日以降</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>大型補正予算に係る工事発注等で臨時に特別調査が必要となった場合は、上表とは別に物価調査機関に委託できるものとする。この場合、部長は、依頼時期等を定め、農林水産事務所長（本庁にあっては事業担当課長）に調査の実施を通知する。</p> <p>(設計単価の区分)</p> <p>第3条 設計単価のうち、地域ごとに定める単価（以下、「地区資材単価」という。）は、原則として施工カ所が属する市町村の地区資材単価を適用する。ただし、地区資材単価をそのまま適用することが著しく適正を欠く恐れのある場合は、充分検討の上、隣接地域の設計単価を適用することができるものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、その場合は事前に本庁担当課と協議しなければならない。</p> <p>(決裁)</p> <p>第6条 要領第8条により個別見積単価を決定する場合、見積徴収課内決裁により見積り依頼先及び単価の決定を行うものとする。</p> <p>(附則)</p> <p style="padding-left: 20px;">この運用は、平成31年 4月 1日から実施する。</p>	区 分	依頼時期	調査時期	結果通知	適 用 日	備 考	第1回	2月末日	6月初旬	6月下旬	結果通知日以降		第2回	6月末日	9月初旬	9月下旬	結果通知日以降		第3回	11月末日	3月初旬	4月下旬	結果通知日以降	
区 分	依頼時期	調査時期	結果通知	適 用 日	備 考																																												
第1回	2月末日	6月初旬	6月下旬	結果通知日以降																																													
第2回	6月末日	9月初旬	9月下旬	結果通知日以降																																													
第3回	11月末日	3月初旬	4月上旬	結果通知日以降																																													
区 分	依頼時期	調査時期	結果通知	適 用 日	備 考																																												
第1回	2月末日	6月初旬	6月下旬	結果通知日以降																																													
第2回	6月末日	9月初旬	9月下旬	結果通知日以降																																													
第3回	11月末日	3月初旬	4月下旬	結果通知日以降																																													